

我孫子市福祉手当支給条例の一部を改正する条例

我孫子市福祉手当支給条例（昭和58年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 心身障害者 18歳以上の者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）が判定した知的障害者のうち知能指数が35以下のもの</p> <p>イからエまで 略</p> <p>(3)から(5)まで 略</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額を支給しない。</p> <p>(1) 対象者及び対象者と生計を一</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 心身障害者 18歳以上の者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）が判定した知的障害者のうち知能指数が35以下のもの</p> <p>イからエまで 略</p> <p>(3)から(5)まで 略</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額を支給しない。</p> <p>(1) 対象者及び対象者と生計を一</p>

にする者として規則で定める者が、手当を支給する月の属する年度（4月から7月までの場合にあつては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）に基づく市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）について、次のいずれかに該当する場合

ア 略

イ 法第292条第1項第2号に規定する所得割（法第328条の規定により課する所得割を除く。）が規則で定めるところにより算定した場合に課されることとなるとき 手当に10分の10を乗じて得た額に相当する額

(2) 略

2 略

にする者として規則で定める者が、手当を支給する月の属する年度（4月から7月までの場合にあつては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）に基づく市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）について、次のいずれかに該当する場合

ア 略

イ 法第292条第1項第2号に規定する所得割（法第328条の規定により課する所得割を除くものとし、法附則第5条の4第6項の規定により控除されるべき金額があるときは当該控除する前の所得割とする。）が課されているとき 手当に10分の10を乗じて得た額に相当する額

(2) 略

2 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。ただし、第2条第2号アの改正は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条の規定は、平成26年8月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。